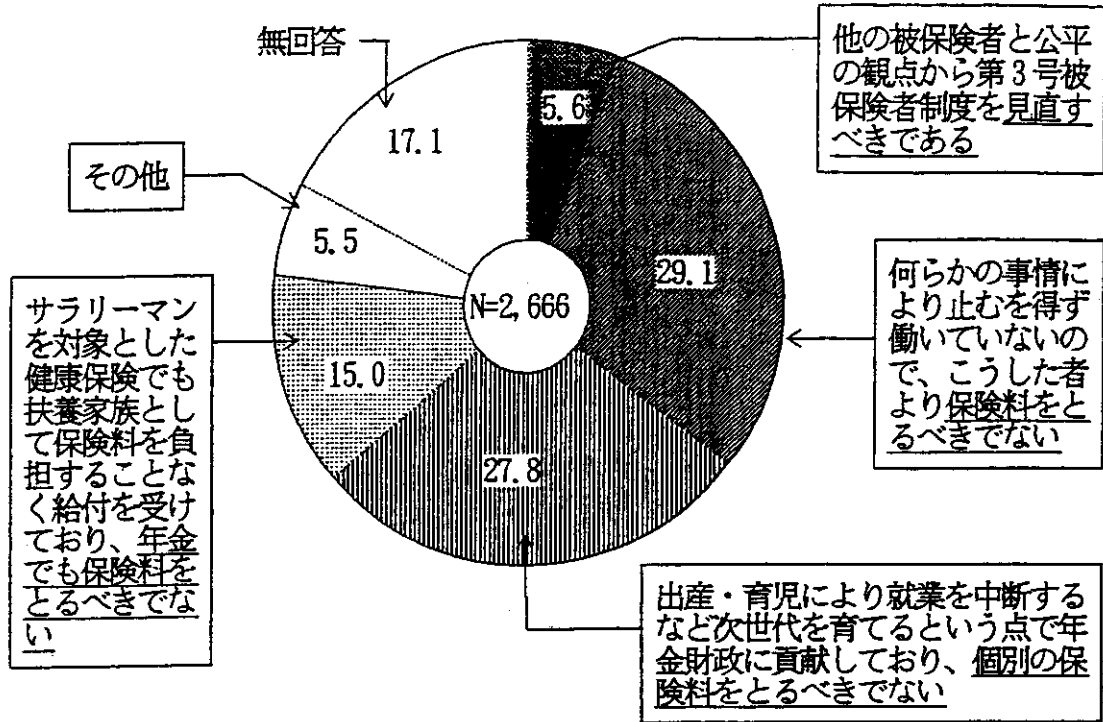


第3号被保険者による第3号被保険者制度の評価

(単位：%)

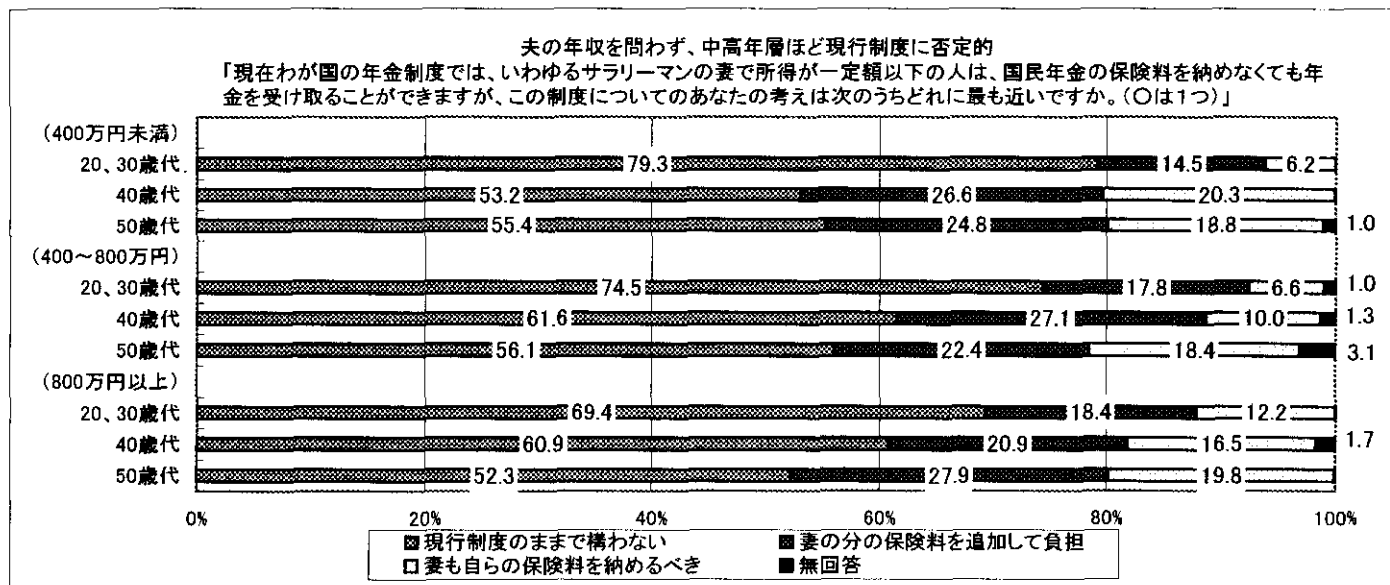


2. 平成9年度 国民生活選考度調査（平成10年2月経済企画庁国民生活局）

問 現在、わが国の年金制度では、いわゆるサラリーマンの妻の所得が一定額以下の人は、国民年金の保険料を納めなくても年金を受け取ることができますが、この制度についてのあなたのお考えは次のうちどれに最も近いですか。（○は1つ）

- 1 妻は夫のために家庭で働いているのだから、保険料を納めなくても年金を受け取るのは当然の権利あり、現行の制度のままで構わない
- 2 妻は夫のために家庭で働いているのだから、保険料を納めなくても年金を受け取るのは当然の権利であるが、妻の家庭内での働きによる便益を受けている夫が、妻の分の保険料を追加した負担するべきである。
- 3 妻も自立した個人として、何らかの形で金銭収入を得て、自らの保険料を納めるべきである

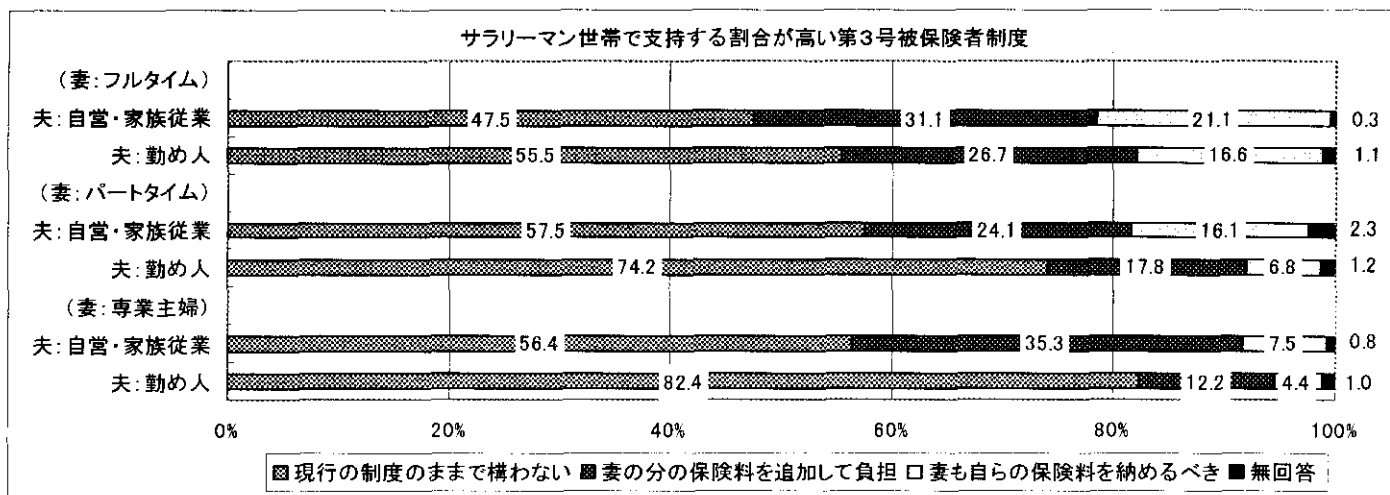
第3号被保険者制度については、若年層ほど「現行どおり」が多く、中高年層になると「見直すべき」が増える
 第3号被保険者制度についての考えを結婚している女性について夫の年収別、本人の年齢別にみると、各年収帯いずれにおいても若年層ほど「現行制度のままで構わない」とする割合が高い傾向にある。



（備考）既婚女性を対象に配偶者の年収別、本人の年齢別にみたものである。

サラリーマン世帯で支持する割合が高い第3号被保険者制度

次に、結婚している男女について妻の職業別、夫の勤務形態別みると、妻がフルタイム、パートタイム、専業主婦のいずれであるかにかかわらず、夫が勤め人である場合の方が「現行制度のままで構わない」とする割合が多い。特に夫が勤め人で妻が専業主婦の場合は 82.4%、妻がパートタイムの場合は 74.2%もの割合で現行制度のままであることを支持しており、夫が自営・家族従業者である者との違いが大きい。



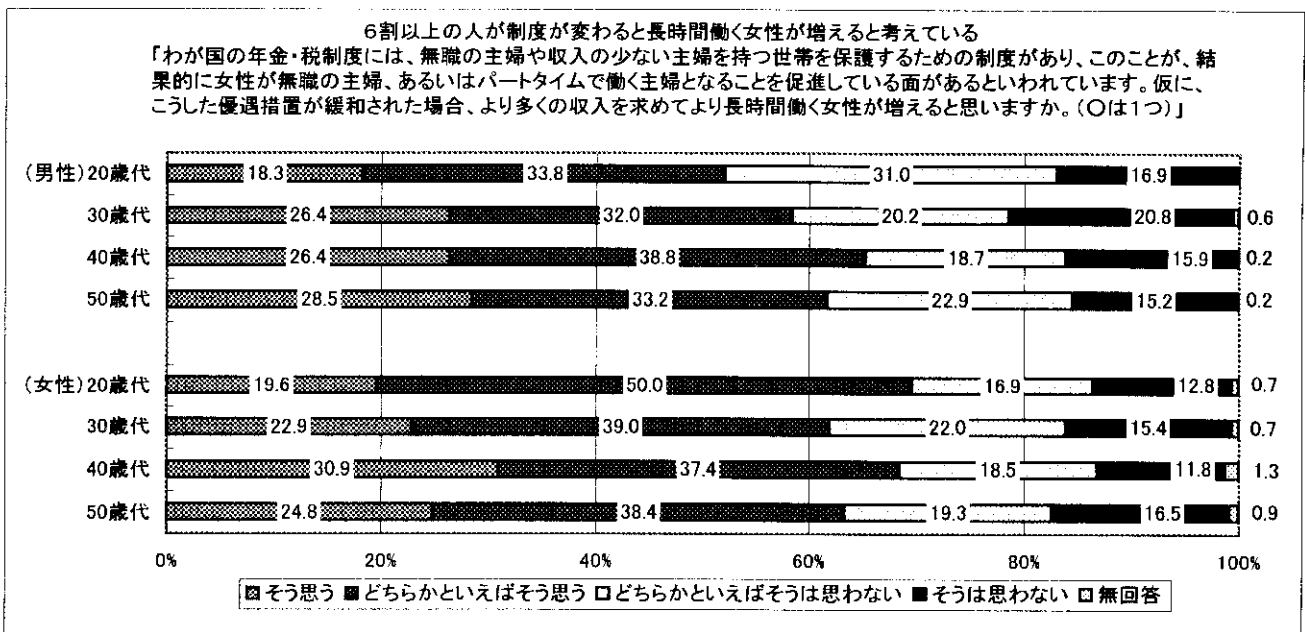
（備考）1. 回答者は、既婚者である。
 2. 妻の職業別、夫の勤務形態別にみたものである。

問 わが国の年金・税制度には、無職の主婦や収入の少ない主婦を持つ世帯を保護するための制度があり、このことが、結果的に女性が無職の主婦、あるいはパートタイムで働く主婦となることを促進している面があるといわれています。仮に、こうした優遇措置が緩和された場合、より多くの収入を求めてより長時間働く女性が増えると思いますか。(〇は1つ)

- | | |
|----------------|------------------|
| 1 そう思う | 3 どちらかといえばそう思わない |
| 2 どちらかといえばそう思う | 4 そうは思わない |

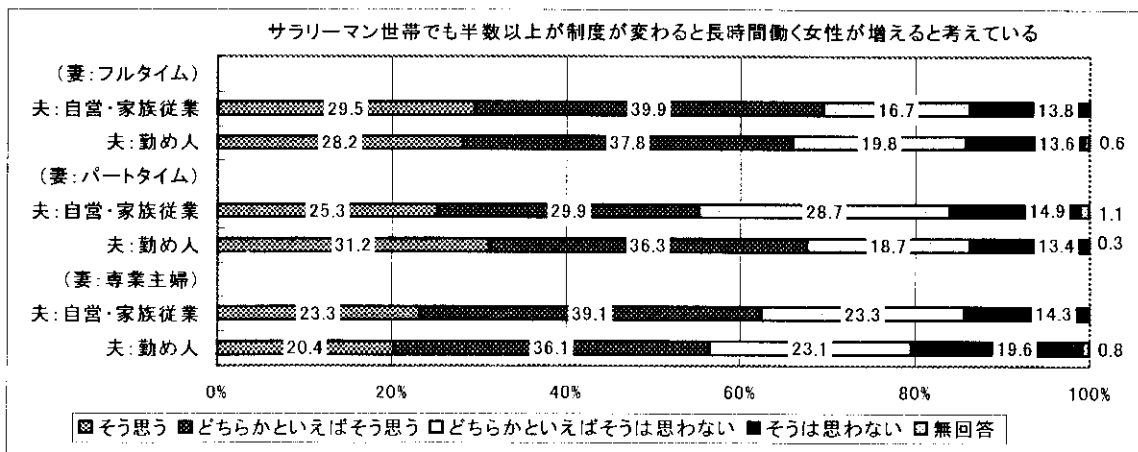
6割以上の方が「年金・税制度の優遇措置制度が緩和されればより長時間働く女性が増える」

現行の無職の主婦や収入の少ない主婦を持ち世帯を保護するための年金・税の制度が緩和されれば、より多くの収入を求めて女性がより長時間働きだすと思うかという問について、既婚の男女を年齢別にみると、各年齢層において男性でも6割前後、女性では6～7割の者が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた「思う」と答えている。



サラリーマン世帯でも半数以上が「緩和されれば長時間働く女性が増える」

一方、前問と同様に結婚している男女について、妻の職業別、夫の勤務形態別にみると、立場による違いはあまりみられず、いずれも「思う」の割合が67.5%となっており、夫が自営・家族従業者である場合の55.2%を上回っている。



【調査対象】

- (1)母集団 全国に居住する20歳以上59歳以下の男女
- (2)標本数 5,000人
- (3)抽出方法 層化二段無作為抽出法

【調査時期】

97年5月29日～6月11日

【調査方法】

調査員による個別訪問留置法

【回収結果】

- (1)有効回答数(率) 3,773人(75.5%)
- (2)調査不能数(率) 1,227人(24.5%)

(2) 見直し案とそれについての議論

① 典型化した見直し案

以上に述べた議論を踏まえた上で、検討会では、的確な議論を進めるため、第3号被保険者に係る保険料負担に関する各方面からの意見や検討会で出された様々な提案について、保険料負担を求める考え方、保険料負担を求める主体、具体的な負担の方法等の点から、典型化した見直し案に整理し、それぞれの提案の利点及び論点について、踏み込んだ議論を行った。

典型化した見直し案に整理するに至った考え方は次のとおりである。

(注) なお、以下の記述に当たっては、便宜上、第2号被保険者＝夫（夫が第3号被保険者の場合の妻を含む。）、第3号被保険者＝妻（妻が第2号被保険者の場合の夫を含む。）として説明している。

まず、第3号被保険者に係る保険料負担を、従来どおり第2号被保険者全体で負担能力に応じて求めるか、あるいは第3号被保険者を抱える片働き世帯グループの中で第3号被保険者に対する基礎年金という受益に着目した負担を求めるかという点から、考え方が整理できる。

この場合、被扶養配偶者に保険料負担を求めつつ応能負担の考え方を貫くため、前述した潜在的な持分権を夫の賃金全体に及ぼすことで、夫の賃金を分割して妻の賃金を想定するという考え方がある。

さらに、受益に着目した保険料負担を求めるという考え方に立つ場合に、妻自身に保険料負担を求める考え方と、夫を通じて保険料負担を求める考え方があり得る。この場合、通常は被扶養配偶者には所得がないことから、妻自身に保険料負担を求める場合は定額負担とならざるを得ないが、夫を通じて保険料負担を求める場合には、定額負担（第3号被保険者を抱えるグループの中でも受益に着目した負担）と所得に応じた定率負担（第3号被保険者を抱えるグループの中では負担能力に応じた負担）の2つの考え方がある。

以上を踏まえ、第3号被保険者に係る保険料負担の考え方について、整理すると、

第Ⅰ案 第3号被保険者に係る保険料負担を負担能力に応じて負担—妻一定率負担

第Ⅱ案 第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担 —妻一定額負担

第Ⅲ案 第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担 —夫一定額負担

第Ⅳ案 第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担 —夫一定率負担

とすることができる。

この4つの案に加えて、夫の賃金が高くなると専業主婦世帯の割合が高まることに着目して、高賃金者である夫に対して、標準報酬上限を引き上げて保険料の追加負担を求め、応能負担を基本とした体系の下でその考え方を徹底することにより、実質的な公平を図る案（第V案）もあり得る。

現行の仕組みとこれらの5つの案を体系的に整理すると、次表のとおりとなる。

案	第3号被保険者に係る保険料負担の考え方
現行	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を負担能力に応じて負担一夫一定率負担】</p> <p>通常は所得のない第3号被保険者に独自の保険料負担を求めることとせず、第3号被保険者に係る拠出金負担は、夫の加入する被用者年金制度全体で定率負担するもの。</p>
第Ⅰ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を負担能力に応じて負担一妻一定率負担】</p> <p>潜在的な持分権の具体化による賃金分割を行った上で、妻自身にも分割された賃金に対して定率の保険料負担を求めるという仕組み。</p> <p>個人で負担し個人で給付を受けるという考え方を、応能負担の仕組みを維持しながら貫くことができ、片働き、共働きを通じて、夫と妻それぞれに給付と負担の連動が明確となる。また、報酬比例部分も含め、離婚した場合の年金給付のあり方が明確となる。</p>
第Ⅱ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担一妻一定額負担】</p> <p>第2号被保険者の定率保険料は第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、それとは別に、第3号被保険者たる妻自身に、第1号被保険者と同額（現在 13,300 円）の保険料負担を求めるという仕組み。</p> <p>第3号被保険者も含めて個々人全員が受益に着目した負担という考え方から保険料負担を行うことにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。</p>
第Ⅲ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担一夫一定額負担】</p> <p>第2号被保険者の定率保険料は第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者のいる世帯の夫には、それに第1号被保険者の保険料と同額（13,300 円）を加算した保険料負担を求めるという仕組み。</p> <p>所得のある者から保険料負担を求めるという考え方を貫きつつ、受益に着目した負担という考え方を導入することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。</p>

第IV案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担一夫一定率負担】</p> <p>まず第2号被保険者の定率保険料を第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者のいる世帯の夫には、それに第3号被保険者に係る拠出金負担に要する費用を第3号被保険者のいる世帯の夫の賃金総額で割った率を加算した保険料負担を求めるという仕組み。</p> <p>被用者の保険料負担に係る応能負担の考え方を貫きつつ、第3号被保険者について世帯単位での受益に着目した負担という考え方を導入することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。</p>
第V案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担をより徹底した形で負担能力に応じて負担一夫一定率負担】</p> <p>夫の賃金が高くなると専業主婦世帯の割合が高まることに着目し、高賃金者について、標準報酬上限を引き上げて、保険料の追加負担を求めるという仕組み。</p> <p>片働き世帯が相対的に高賃金であることに着目して、高賃金者の保険料負担を引き上げることにより、実質的に第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を縮減できる。</p>

また、これらの案とは別の切り口で整理した考え方として、第3号被保険者としての扱いを受ける者を、育児や介護の期間中の被扶養配偶者に限定するという案（第VI案）も提案された。この場合は、このような期間にある者以外の被扶養配偶者については、第I案～第V案のいずれかと組み合わせることとなる。

第VI案	<p>第3号被保険者を、育児・介護期間中の被扶養配偶者に限るという仕組み（その余の期間については、他案のいずれかの方法で保険料負担を求める。）。第3号被保険者としてのメリットを受けられる期間を育児等の活動を行っている期間に限定することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を縮減できる。</p>
------	--

② 典型化した見直し案を議論する際の主な論点

検討会では、この典型化して整理した見直し案について、踏み込んだ議論が行われたが、これらを論じる際の主な論点は次のとおりと考えられる。

(i) 潜在的な持分権に関する論点（第I案関係）

第I案については、年金制度を個人単位化しつつ、負担能力に応じた負担という考え方を貫徹させようという点では評価できるが、潜在的な持分権の具体化による賃金分割という手法が、我が国の税制、労働法制等の社会制度に組み込まれていない中で、現段階で年金制度のみがこの考え方を政策として採用できるかどうか、一層の議論が必要である。

(ii) 事業主負担に関する論点（第I案、第II案、第III案、第IV案関係）

現在、第3号被保険者に係る保険料負担の半分（第3号被保険者に係る基礎年金の拠出金負担に相当する分で計算すると、平成11年度で0.85兆円。）は、実質的には事業主の負担により賄われているが、第I案から第IV案については、これについて引き続き事業主に負担を求めることができるかという点や、仮に求められない場合これに代わる財源をどこに求めるのかという点も、大きな論点である。

(iii) 第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担するという考え方に関する論点（第II案、第III案、第IV案関係）

第II案、第III案及び第IV案に共通する論点として、前述のように、第3号被保険者に係る保険料負担について受益に着目して負担するという考え方を導入することの妥当性については、

○基礎年金の費用負担に関しては、現行制度では、第2号被保険者及び第3号被保険者に係る拠出金負担について、保険料を報酬比例で負担する被用者年金制度全体で負担することで、自らの保険料負担のない第3号被保険者のみならず、賃金が低く保険料負担の低い第2号被保険者の保険料負担も軽減されている。このような中で、第3号被保険者だけに受益に着目した負担という考え方を適用することが整合的であるかどうか、また妥当であるか、

○諸外国の年金制度においても、応能負担の考え方を基本として、通常は所得がない者は年金制度の適用外となっている中で、諸外国と異なり全国民共通の基礎年金の枠組みをとる我が国において、通常は所得のない者に対して受益に着目した負担の考え方をとり入れることが妥当であるかどうか、等の論点もあり、前述の応能負担と応益負担に関する制度体系の基本の選択に関わる問題として、なお綿密な議論が必要である。

(iv) 定額保険料に関する論点（第Ⅱ案、第Ⅲ案関係）

第Ⅱ案及び第Ⅲ案については、現在、やむを得ず第1号被保険者に対してとられている定額保険料の仕組みを、さらに第3号被保険者にも及ぼすこととなり、保険料負担の逆進性の問題を一層拡大させることについてどう考えるかという論点もある。

(v) 雇用行動に対する影響等に関する論点（第Ⅲ案、第Ⅳ案関係）

第Ⅳ案は、応能負担の考え方をとる現行制度体系の中で、第3号被保険者に係る世帯単位での受益に着目した負担という考え方をとり入れる工夫がなされたものであるが、片働き世帯の夫（妻）に課される保険料率が共働き世帯の夫と妻に課されるものよりも高くなることについて、事業主の理解が得られるか、また、雇用行動に何らかの影響を及ぼす可能性はないかという論点もある。また、第Ⅲ案にも同様の論点がある。

(vi) 共有すべきリスクの分化に関する論点（第Ⅲ案、第Ⅳ案関係）

第Ⅲ案及び第Ⅳ案については、「所得のない第3号被保険者に係る保険料負担について、被用者間で共有すべきリスクととらえる社会連帯が崩れており、第3号被保険者に係る保険料負担は、第3号被保険者を抱える被用者間で負担するのが妥当。」という考え方を背景としている。

これについては、被用者間でのリスクの違いには、第3号被保険者の有無だけでなく、例えば性別の違いや子供の有無のように様々なものがある中で、社会保険制度の下で国民が共有すべき社会的なリスクをどう考えるかという点も考慮しながら、十分に議論を重ねていくことが必要である。

(vii) その他の論点**第Ⅴ案及び第Ⅵ案に関する論点等**

第Ⅴ案については、部分的な解決策にとどまるのではないかという論点や、賃金の高い者により多くの負担を求める手法が今日の税制や社会保障制度における所得再分配施策の流れの中でどのように位置付けられるのかという論点がある。また、第Ⅵ案についても、育児・介護等により就労できない者について、被用者間で連帯して年金給付を保障する考え方であるが、この期間中にある者以外の被扶養配偶者の扱いをどうするかという論点のほか、後で述べるように、育児・介護期間中にある者に対して年金制度上の特別な配慮をとることが妥当かどうかという論点がある。

このほか、第Ⅰ案及び第Ⅱ案については、雇用関係のない妻自身に賦課され

る保険料の特別徴収（いわゆる天引き）が可能かどうか、仮に特別徴収ができなければ未納の増加を招くおそれはないかという論点もある。

医療保険に関する論点（すべての案に関係）

最後に、すべての案について、医療保険も同じように見直すことが必要なのかという点も、影響が大きく、十分に議論すべき論点である。

4 今後の検討

問題の大きさを踏まえつつ、国民各界各層の間で、さらに踏み込んだ議論が行われ、国民的合意が形成されていく中で、適切な結論が見出され、改革が行われていくことを強く望む

検討会では、前述のように、現在の第3号被保険者制度についての様々な議論の整理を行った上で、的確な議論を進めるため、第3号被保険者に係る保険料負担の考え方に関する各方面からの意見や検討会で出された様々な提案を踏まえて、典型化した見直し案という形に整理して示すとともに、その利点や議論する際の主な論点も明確に提示したところである。（資料V-3-5：第I案、資料V-3-6：第II案、資料V-3-7：第III案、資料V-3-8：第IV案、資料V-3-9：第V案、資料V-3-10：第VI案）

この問題は、個人単位と世帯単位、応能負担と応益負担、公平性の確保という社会保障制度としての我が国年金制度の基本に関わる大きな問題である。こうした問題の大きさを踏まえつつ、国民各界各層の間で、さらに踏み込んだ議論が行われ、国民的な合意が形成されていく中で、適切な結論が見出され、改革が行われていくことを強く望むものである。

資料V-3-5 第I案

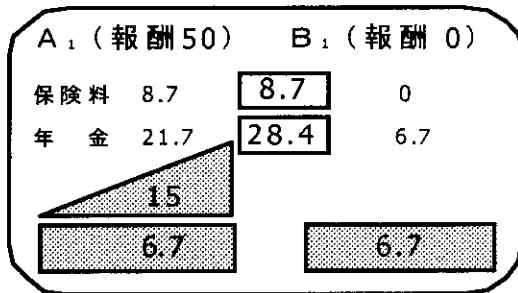
【第3号被保険者に係る保険料負担の考え方】

【第3号に係る負担を負担能力に応じて負担—妻—定率負担】

潜在的な持分権の具体化による賃金分割を行った上で、妻自身にも分割された賃金に対して定率の保険料負担を求めるといった仕組み。

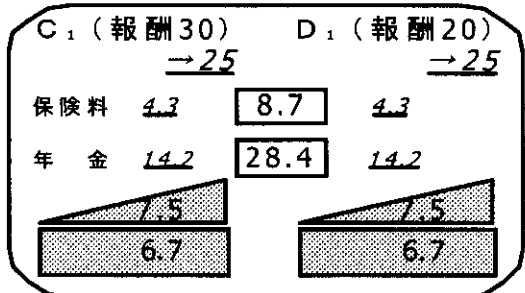
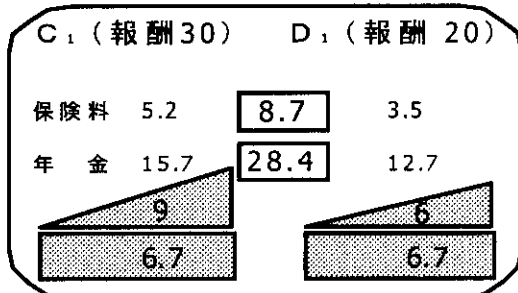
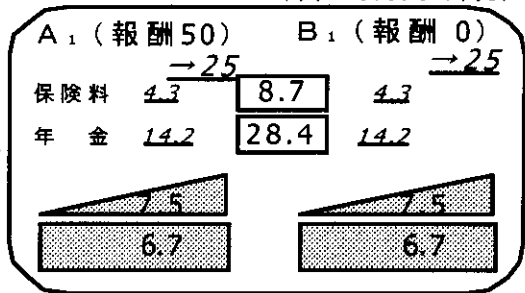
個人で負担し個人で給付を受けるという考え方を、応能負担のシステムを維持しながら貫くことができ、片働き、共働きを通じて、夫と妻それぞれに給付と負担の連動が明確となる。また、報酬比例部分も含め、離婚した場合の年金給付のあり方が明確となる。

【現行】



【第I案】

(単位:万円、以下同じ)



(注) 保険料は、事業主負担を含む数字である。また、年金額は加入期間40年として計算している。

【議論する際の主な論点】

- 潜在的な持分権の具体化による賃金分割という手法が、我が国の税制、労働法制等の社会制度に組み込まれていない中で、現段階で年金のみがこの考え方を政策として採用できるか。
- 雇用関係のない第3号被保険者に係る事業主負担をどう考えるか。事業主負担が求められない場合、これに代わる財源をどこに求めるか。
(参考) 第2号被保険者(厚生年金)が納付する保険料 約20.2兆円(平成11年度)第3号被保険者のいる第2号被保険者は2号全体の約3割(これらの者に係る賃金の半分が妻に分割される形となる。現在は、これに相当する部分も含めて2号被保険者の保険料全体を通じて2分の1の事業主負担が行われている)
- 雇用関係のない配偶者に賦課される保険料の特別徴収(いわゆる天引き徴収)が可能かどうか。特別徴収ができない場合、未納の増加を招くおそれはないか。
- 医療保険も同様に制度を見直して、被扶養配偶者自身が健康保険又は国民健康保険に独自に加入することとするのか。

資料V-3-6 第Ⅱ案

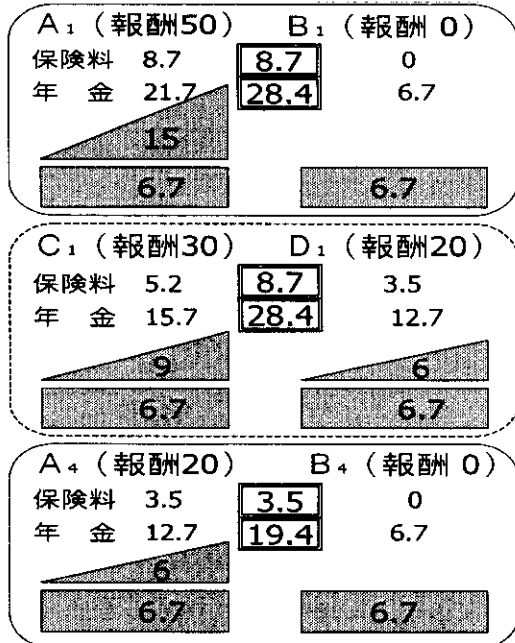
【第3号被保険者に係る保険料負担の考え方】

【第3号に係る負担を受益に着目して負担—妻—定額負担】

第2号被保険者の定率保険料は第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、それとは別に、第3号被保険者たる妻自身に、第1号被保険者と同額(現在13,300円)の保険料負担を求めるといった仕組み。

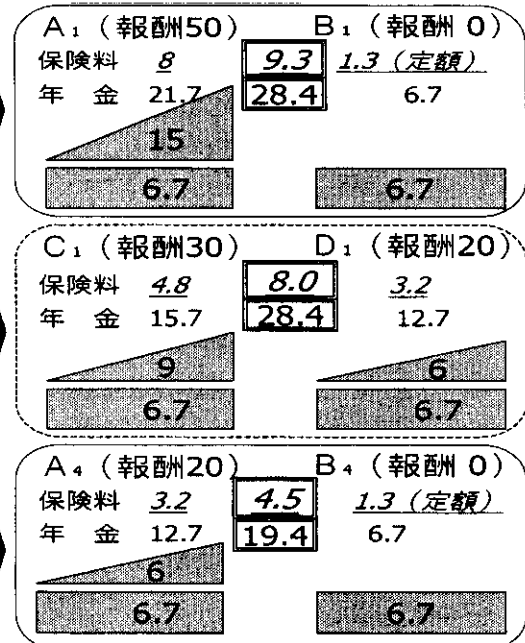
第3号被保険者も含めて個々人全員が受益に着目した負担という考え方から保険料負担を行うことにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。

【現行】



【第Ⅱ案】

(単位:万円、以下同じ)



(注1) 保険料は、第2回検討会資料で示した試算(3号のいる世帯16%+13,300円、それ以外の世帯16%)による。

(注2) 保険料は、事業主負担を含む数字である。また、年金額は加入期間40年として計算している。

【議論する際の主な論点】

- 第3号被保険者に係る保険料負担について、受益に着目した負担の考え方を導入することが妥当かどうか。
- 雇用関係のない第3号被保険者に係る事業主負担をどう考えるか。事業主負担が求められない場合、これに代わる財源をどこに求めるか。
(参考) 第3号被保険者に係る拠出金負担のうち国庫負担を除いた部分 約1.7兆円(平成11年度) 現在、この2分の1が事業主負担によって賄われている。
- 現在、やむを得ず第1号被保険者に対して採られている定額保険料の仕組みを、さらに第3号被保険者にも課すことになり、保険料負担の逆進性の問題を一層拡大することについてどう考えるか。
- 雇用関係のない配偶者に賦課される保険料の特別徴収(いわゆる天引き徴収)が可能かどうか。特別徴収ができない場合、未納の増加を招くおそれはないか。
- 医療保険も同様に制度を見直して、被扶養配偶者を健康保険から外して、国民健康保険に独自に加入することとするのか。

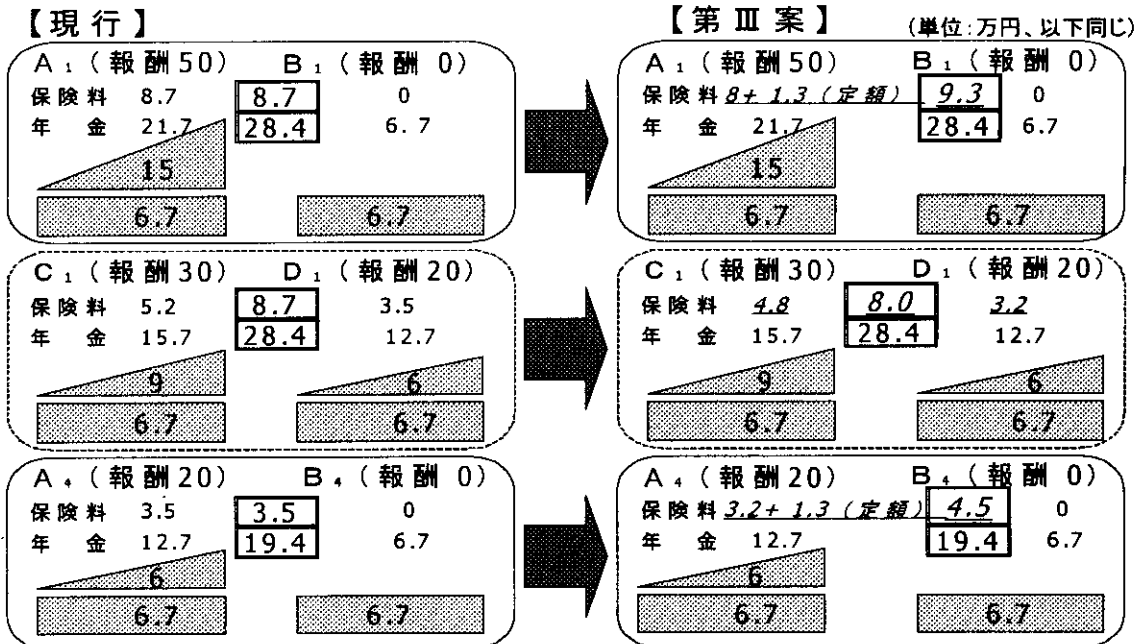
資料V-3-7 第三案

【第3号被保険者に係る保険料負担の考え方】

【第3号に係る負担を受益に着目して負担—夫—一定額負担】

第2号被保険者の定率保険料は第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者のいる世帯の夫には、それに第1号の保険料と同額(13,300円)を加算した保険料負担を求めるといった仕組み。

所得のある者から保険料負担を求めるといった考え方を貫きつつ、受益に着目した負担という考え方を導入することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。



(注1) 保険料は、第2回検討会資料で示した試算(3号のいる世帯16%+13,300円、それ以外の世帯16%)による。
 (注2) 保険料は、事業主負担を含む数字である。また、年金額は加入期間40年として計算している。

【議論する際の主な論点】

- 第3号被保険者に係る保険料負担について、受益に着目した負担の考え方を導入することが妥当かどうか。
- 雇用関係のない第3号被保険者に係る事業主負担をどう考えるか。事業主負担が求められない場合、これに代わる財源をどこに求めるか。
 (参考) 第3号被保険者に係る拠出金負担のうち国庫負担を除いた部分 約1.7兆円(平成11年度) 現在、この2分の1が事業主負担によって賄われている。
- 現在、やむを得ず第1号被保険者に対して採られている定額保険料の仕組みを、さらに第3号被保険者にも課すことになり、保険料負担の逆進性の問題を一層拡大することについてどう考えるか。
- 片働き世帯の夫(妻)に課される保険料が、共働き世帯の夫と妻に課されるものよりも高くなることについて、事業主の理解が得られるか。また、雇用行動に何らかの影響を及ぼす可能性はないか。
- 被用者間でのリスクの違いは、第3号被保険者の有無だけでなく、例えば性別の違いや子どもの有無のように様々なものがある中で、社会保険制度の下で国民が共有すべき社会的なリスクをどう考えるか。
- 医療保険も同様に制度を見直して、被扶養配偶者の受益に着目した保険料負担を求めることとなるのか。

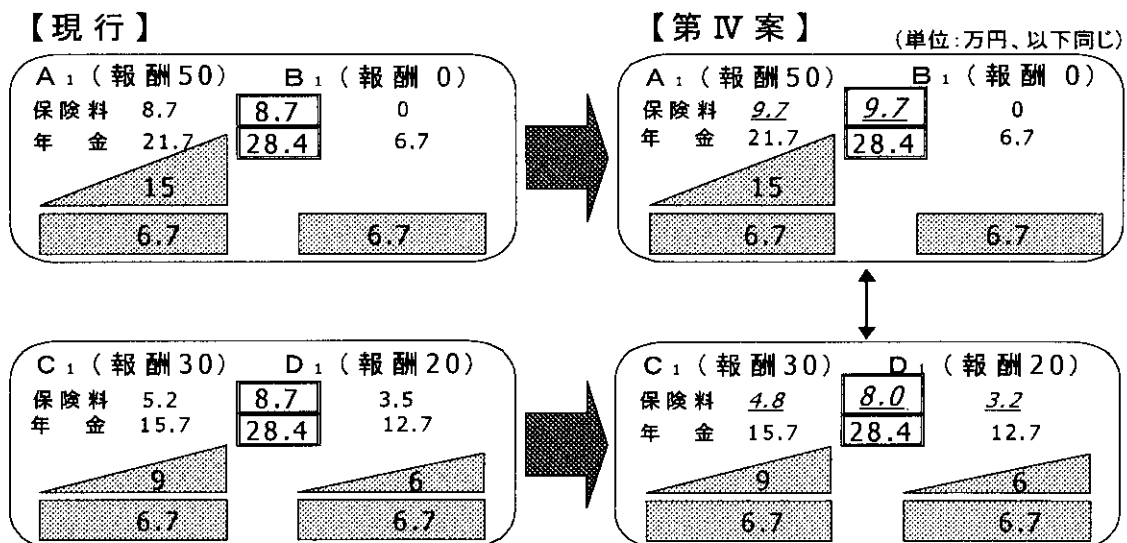
資料V-3-8 第IV案

【第3号被保険者に係る保険料負担の考え方】

【第3号に係る負担を受益に着目して負担—夫—一定率負担】

まず第2号被保険者の定率保険料を第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者のいる世帯の夫には、それに第3号被保険者に係る拠出金負担に要する費用を第3号被保険者のいる世帯の夫の賃金総額で割った率を加算した保険料負担を求めるという仕組み。

被用者の保険料負担に係る応能負担の考え方を貫きつつ、第3号被保険者について世帯単位での受益に着目した負担という考え方を導入することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。



(注1) 保険料は、第2回検討会資料で示した試算(保険料率=3号のいる世帯19.3%、それ以外の世帯16%)による。

(注2) 保険料は、事業主負担を含む数字である。また、年金額は加入期間40年として計算している。

【議論する際の主な論点】

- 第3号被保険者に係る保険料負担について、受益に着目した負担の考え方を導入することが妥当かどうか。
- 雇用関係のない第3号被保険者に係る事業主負担をどう考えるか。事業主負担が求められない場合、これに代わる財源をどこに求めるか。
(参考) 第3号被保険者に係る拠出金負担のうち国庫負担を除いた部分 約1.7兆円(平成11年度) 現在、この2分の1が事業主負担によって賄われている。
- 片働き世帯の夫(妻)に課される保険料が、共働き世帯の夫と妻に課されるものよりも高くなることについて、事業主の理解が得られるか。また、雇用行動に何らかの影響を及ぼす可能性はないか。
- 被用者間でのリスクの違いは、第3号被保険者の有無だけでなく、例えば性別の違いや子どもの有無のように様々なものがある中で、社会保険制度の下で国民が共有すべき社会的なリスクをどう考えるか。
- 医療保険も同様に制度を見直して、被扶養配偶者の受益に着目した保険料負担を求めることとなるのか。

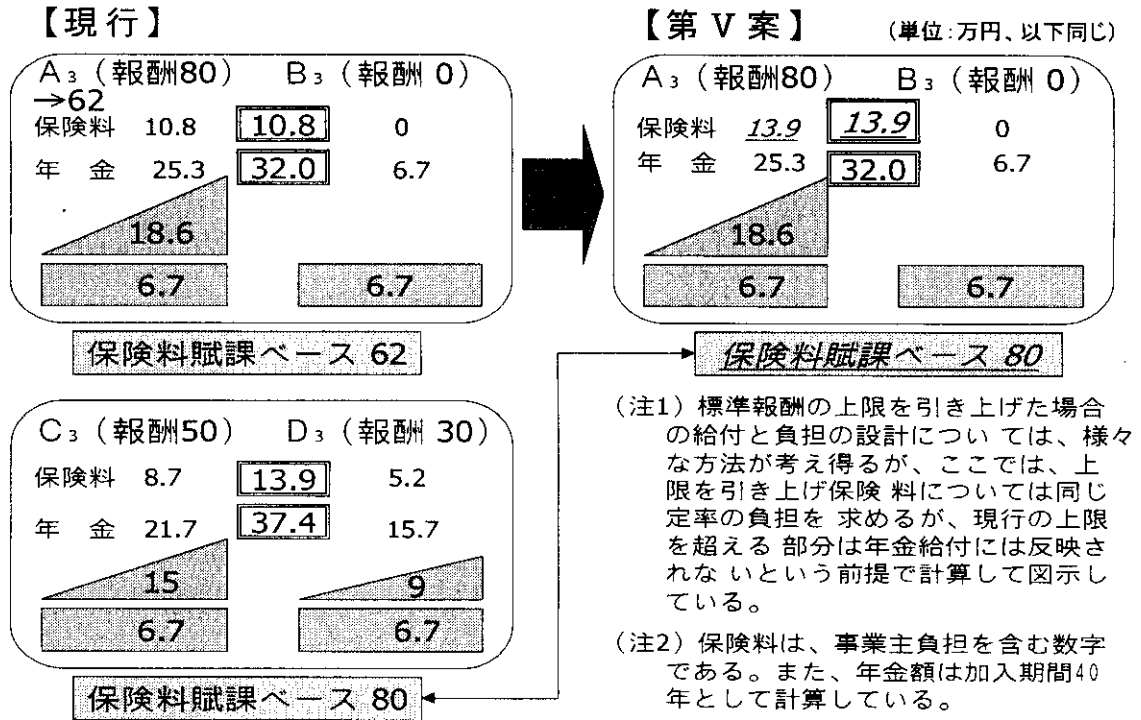
資料V-3-9 第V案

【第3号被保険者に係る保険料負担の考え方】

【第3号に係る負担を、応能負担をより徹底する形で負担—夫—一定率負担】

夫の所得が高くなると専業主婦世帯の割合が高まることに着目し、高所得者について、標準報酬上限を引き上げて、保険料の追加負担を求めるという仕組み。

片働き世帯が相対的に高所得であることに着目して、高所得者の保険料負担を引き上げることにより、実質的に第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を縮減できる。



【議論する際の主な論点】

- 第3号被保険者に係る保険料負担について、標準報酬の上限があることにより生じている基礎年金の負担の不均衡への対応案であり、部分的な解決策にとどまるのではないか。
- 賃金の高い者により多くの負担を求めることにより解決を図るという手法が、今日の税制や社会保障制度における所得再分配施策の流れの中で、どのように位置付けられるのか。
- 一定以上の報酬について、給付に反映させずに保険料負担のみを求めることは可能か。

資料V-3-10 第VI案

【第3号被保険者に係る保険料負担の考え方】

第3号被保険者を、育児・介護期間中の被扶養配偶者に限るという仕組み(その余の期間については、他案のいずれかの方法で保険料負担を求める)。

第3号被保険者としてのメリットを受けられる期間を育児等の活動を行っている期間に限定することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を縮減できる。

【議論する際の主な論点】

- 育児・介護等の期間中にある者以外の被扶養配偶者の扱いをどうするか。
- 育児・介護期間中にある者に対して年金制度上の特別な配慮を採ることが妥当かどうか。